

甲府市大里窓口センターリノベーション業務に係る優先交渉権者選考方法

1 優先交渉権者の選考方法及び得点配分について

(1) 優先交渉権者の選考方法

優先交渉権者の選考については、提案内容から評価する技術点、提案価格から評価する価格点により算出される各選考審査委員の技術点及び価格点を合計した総合得点が最も高い者に決定する。ただし、以下の条件を満たすことを前提とする。

【前提条件】

- ・提案価格が「提案限度額」の範囲内であること。（提案限度額を超えないこと。また、市が別に定める下限額を下回らないこと。）
- ・各選考審査委員の合計点を平均した技術点が60点以上であること。

(2) 最高得点者が2者以上の決定方法

最高得点者が2者以上あった場合は、技術点が上位の者を優先交渉権者とする。それでも優先交渉権者が決定しない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

(3) 技術点及び価格点の配分

点数については、合計120点満点とし、得点配分は、以下のとおりとする。

<技術点及び価格点の配点>

合計点 120点	技術点 100点
	価格点 20点

2 技術点及び価格点の採点方法について

(1) 技術点の採点方法

ア 企画提案書の評価にあたっては、提案項目、提案を求める内容、評価基準、評価のウェイトを設定し評価を行う。各評価については、「表1 評価分類の評価基準」により6段階による評価を行う。

表1 評価分類の評価基準

評価	判断基準
5	創意・工夫があり、特に効果的な内容である。
4	効果的な内容である。
3	普通（平均的な内容）
2	項目はあるが、内容が乏しい。
1	項目があるが、内容が著しく乏しい。
0	評価なし（項目の記載がない、または不適切な内容）

イ 各評価の技術点について、評価のウェイトが「5」、「10」「15」それぞれの場合において、「表2 各評価の技術点」の計算式によって算出する。

表2 各評価の技術点

評価のウェイト	配点
5の場合	「表1 評価分類の評価基準」の評価 × 1点
10の場合	「表1 評価分類の評価基準」の評価 × 2点
15の場合	「表1 評価分類の評価基準」の評価 × 3点

(2) 価格点の採点方法

価格点の採点については、20点とし、割引率区分方式を採用する。

提出された提案価格書の金額を、以下の計算式により割引率を算出する。

$$\bullet \text{割引率 (\%)} = \{ 1 - (\text{提案価格} / \text{価格限度額}) \} \times 100$$

算出した割引率を5段階で区分し、採点を行う。

